

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育（以下「日本語教育」という。）を行うことを目的とした課程（以下「日本語教育課程」という。）を置く教育機関（以下「日本語教育機関」という。）のうち一定の要件を満たすものを認定する制度を創設し、かつ、当該認定を受けた日本語教育機関において日本語教育を行う者の資格について定めることにより、日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

第二 日本語教育機関の認定

一 認定

日本語教育機関の設置者は、当該日本語教育機関について、申請により、日本語教育を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣の認定（以下「認定」という。）を受けることができるものとし、当該認定の要件や欠格事由等の所要の規定を設けること。（第二条関係）

二 情報の公表

認定を受けた日本語教育機関（以下「認定日本語教育機関」という。）の設置者は、当該認定日本語教育機関における学習の環境に関する基本的な情報として文部科学省令で定める事項を公表しなければならないものとする。（第三条関係）

三 名称の使用制限

何人も、認定日本語教育機関でないものについて、認定日本語教育機関という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないものとする。（第四条関係）

四 認定日本語教育機関の表示

1 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他の文部科学省令で定めるもの（2において「広告等」という。）に、文部科学大臣の定める表示を付することができるものとする。（第五条第一項関係）

2 何人も、1の規定による場合を除くほか、広告等に1の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとする。（第五条第二項関係）

五 変更の届出等

認定日本語教育機関の設置者による文部科学大臣への認定申請事項の変更の届出等について、所要の規定を設けること。（第六条関係）

六 認定日本語教育機関の教員

認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は、第三の一の1の登録を受けた者でなければならないものとする。（第七条関係）

七 日本語教育の実施状況に関する評価等

認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。 (第八条関係)

八 定期報告

認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、文部科学大臣に報告しなければならないものとし、文部科学大臣は、当該報告を受けたときは、それを取りまとめ、その概要を公表するものとする。 (第九条関係)

九 帳簿の備付け等

認定日本語教育機関の設置者は、認定日本語教育機関の運営状況について、文部科学省令で定めるところにより、帳簿を備え、これに文部科学省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならないものとする。 (第十条関係)

十 報告徴収

文部科学大臣は、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、認定日本語教育機関の設置者に対し、日本語教育の実施状況に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができるものとする。 (第十一条関係)

十一 勧告及び命令

文部科学大臣は、認定日本語教育機関が認定の要件に適合しなくなると認めるときは、当該認定日本語教育機関の設置者に対して勧告することができるものとする。ともに、認定日本語教育機関の設置者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。 (第十二条関係)

十二 廃止の届出等

認定日本語教育機関の設置者は、当該認定日本語教育機関を廃止しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その廃止しようとする日の六十日前までに文部科学大臣に届け出なければならないものとし、廃止の届出に係る措置について所要の規定を設けること。 (第十三条関係)

十三 認定の取消し

文部科学大臣による認定の取消しについて所要の規定を設けること。 (第十四条関係)

十四 審議会等の意見の聴取等

- 1 文部科学大臣は、認定の基準を定めるときは、あらかじめ、法務大臣に協議するとともに、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとする。 (第十五条第一項関係)

- 2 文部科学大臣は、認定をするとき若しくは認定を取り消すとき又は認定日本語教育機関の設置者に対して勧告をするとき若しくは命令をするときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴くものとする。 (第十五条第二項関係)

十五 関係行政機関の長との協力

文部科学大臣及び法務大臣その他の関係行政機関の長は、認定日本語教育機関における日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するものとする。 (第十六条関係)

第三 認定日本語教育機関の教員の資格

一 登録日本語教員

1 登録

日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下同じ。）を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができるものとし、当該登録の欠格事由等の所要の規定を設けること。 (第十七条関係)

2 登録証

文部科学大臣は、1の登録をしたときは、登録を受けた者（以下「登録日本語教員」という。）に登録証を交付するものとし、登録証について所要の規定を設けること。 (第十八条関係)

3 登録事項の変更の届出等

登録日本語教員による登録事項の変更の届出等について、所要の規定を設けること。 (第十九条関係)

4 登録等の手数料

登録を受けようとする者又は登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国に納付しなければならないものとする。 (第二十条関係)

5 登録の取消し

文部科学大臣による登録の取消しについて所要の規定を設けること。 (第二十一条関係)

二 日本語教員試験

1 日本語教員試験の内容等

- (一) 日本語教員試験においては、基礎試験及び応用試験を行うものとし、基礎試験にあつては日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を有するかどうか、応用試験にあつては日本語教育を行うために必要な知識及び技能のうち応用に関するものを有するかどうかを判定するものとする。 (第二十二条第一項関係)

(二) 日本語教員試験は、毎年一回以上、文部科学大臣が行うものとする。

(第二十二條第二項關係)

2 試験の免除

文部科学大臣の登録を受けた者が実施する日本語教育を行うために必要な基礎的な知識及び技能を習得させるための課程（以下「養成課程」という。）を修了した者等の基礎試験及び応用試験の免除について、所要の規定を設けること。

(第二十三條關係)

3 受験の停止等

文部科学大臣は、日本語教員試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその日本語教員試験を無効とすることができるものとする。

(第二十四條關係)

4 手数料

日本語教員試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないものとする。

(第二十五條關係)

5 文部科学省令への委任

その他日本語教員試験に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。

(第二十六條關係)

三 実践研修

1 実践研修は、認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得することを目的として、文部科学省令で定める科目について、文部科学大臣が行うものとする。

(第二十七條第一項關係)

2 実践研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならないものとする。

(第二十七條第二項關係)

3 その他実践研修に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとする。

(第二十七條第三項關係)

四 指定試験機関

1 文部科学大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、日本語教員試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができるものとする。

(第二十八條第一項關係)

2 指定試験機関は、試験事務の実施に関し二の3に規定する文部科学大臣の職権を行うことができるものとする。

(第二十八條第二項關係)

3 文部科学大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。

(第二十八條第三項關係)

4 指定試験機関が試験事務を行う場合においては、指定試験機関が行う日本語教員試験を受けようとする者は、二の4の規定にかかわらず、政令で定める額の手数料を指定試験機関に納付しなければならないものとし、この場合において、納付された手数料は、指定試験機関の収入とする。

(第四十四條關係)

5 その他指定試験機関について指定の要件等の所要の規定を設けること。

(第二十九条から第四十三条まで関係)

五 登録実践研修機関

- 1 文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下「登録実践研修機関」という。）に、実践研修の実施に関する事務（以下「研修事務」という。）の全部又は一部を行わせることができるものとする。 (第四十五条第一項関係)
- 2 文部科学大臣は、登録実践研修機関に研修事務の全部又は一部を行わせるときは、当該研修事務の全部又は一部を行わないものとする。 (第四十五条第二項関係)
- 3 登録実践研修機関が研修事務を行う場合においては、登録実践研修機関が行う実践研修を受けようとする者は、三の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより登録実践研修機関が文部科学大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録実践研修機関に納付しなければならないものとし、この場合において、納付された手数料は、当該登録実践研修機関の収入とすること。 (第六十条関係)
- 4 その他登録実践研修機関について登録の要件等の所要の規定を設けること。 (第四十六条から第五十九条まで関係)

六 登録日本語教員養成機関

- 養成課程を実施しようとする者は、申請により、文部科学大臣の登録を受けることができるものとし、当該登録の要件等の所要の規定を設けること。
- (第六十一条から第六十六条まで関係)

第四 罰則

- 罰則について所要の規定を設けること。 (第六十七条から第七十四条まで関係)

第五 附則

- 一 この法律は、令和六年四月一日から施行するものとする。ただし、三の規定は、公布の日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に関し必要な経過措置を設けること。 (附則第二条及び第三条関係)
- 三 二に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとする。 (附則第四条関係)
- 四 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第五条関係)
- 五 この法律の施行に関し、文部科学省設置法について所要の改正を行うものとする。 (附則第六条関係)